

○島根県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令

(平成5年8月20日島根県警察訓令第18号)

最終改正 平成31年3月4日

鉄道警察隊の運営に関する訓令(昭和62年島根県警察訓令第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、鉄道警察隊の運営に関する規則(昭和62年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)に基づき、島根県警察における鉄道警察隊の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(編成等)

第2条 鉄道警察隊の編成は、別表第1のとおりとする。

2 分駐隊の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

(活動区域)

第3条 分駐隊の活動区域は、別表第3のとおりとする。ただし、列車警乗については、関係県警察と協議して定めた区域とする。

2 鉄道警察隊長(以下「隊長」という。)は、必要があると認めるときは、生活安全部地域課長(以下「地域課長」という。)の指揮を受けて、鉄道警察隊員(以下「隊員」という。)を活動区域外において活動させることができる。

(任務及び事務)

第4条 鉄道警察隊は、鉄道施設において、個人の生命、身体及び財産を保護し、犯罪の予防及び検挙、事故の防止その他鉄道に係る公共の安全と秩序の維持に当たることを任務とする。

2 鉄道警察隊は、前項の任務を遂行するため次の各号に掲げる事務を行うものとする。

(1) 鉄道施設における警らに関すること。

(2) 線路、運転保安設備その他重要な鉄道施設の警戒警備の実施に関すること。

(3) 鉄道施設における雑踏警備の実施に関すること。

(4) 列車への警乗の実施に関すること。

(5) 列車による現金その他の物品の輸送の警備の実施に関すること。

(6) 列車による危険物の輸送の取締りの実施に関すること。

(7) 鉄道事故における人命の救助及び鉄道事故の防止等に関すること。

(8) 鉄道事業者その他の関係団体、機関等(以下「鉄道事業者等」という。)との連絡に関すること。

(9) 鉄道に関する統計に関すること。

(勤務制等)

第5条 隊員の勤務制は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 分駐隊 交替制又は日勤制

(2) 企画指導係 日勤制

2 前項に定める勤務制の運用は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日勤制は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる勤務とする。

ア 通常勤務 職員の勤務時間に関する規程（昭和29年島根県警察訓令第2号）第2条に定める勤務

イ 毎日勤務 毎日一定時間おおむね昼間に活動する勤務で、勤務を要しない日が特に指定される勤務

- (2) 交替制 基本的には日勤、当番及び非番を順次繰り返し、変則的に当番及び非番の繰り返し又は日勤、日勤、当番及び非番の繰り返しを組み込まれた勤務で、4週間ごとの期間につき8日又は3週間ごとの期間につき6日、それぞれ日勤に当たる日に週休を指定するもの

(勤務基準)

第6条 隊員の勤務制及び勤務種別の組合せごとの勤務基準は、別表第4のとおりとする。

- 2 地域課長は、勤務方法別の勤務時間の割り振りを策定しなければならない。

(勤務方法及び活動要領)

第7条 隊員は、警ら、警戒警備、警乗及び在所の勤務方法を通じて活動を行うものとする。

- 2 隊員の勤務方法ごとの活動要領は、別に定める。

(制服の着用等)

第8条 隊員は、制服を着用し、規則で定める標章及び警察官の服制に関する訓令（平成6年島根県警察訓令第19号）で定める腕章を着装しなければならない。ただし、地域課長が特に必要があると認めた場合は、私服を着用することができる。

(活動計画)

第9条 隊長は、第4条に定める任務及び事務を計画的に行うため、あらかじめ地域課長の承認を受けて、月間の活動計画を策定しなければならない。

- 2 隊長は、特に必要があると認めるときは、前項の計画を変更することができる。この場合において、事前又は事後に地域課長の承認を受けなければならない。

(事件等の処理範囲)

第10条 鉄道警察隊は、鉄道施設における事件又は事故について、犯人の逮捕、危険の防止、現場保存等現場における初動措置を行った後、その処理を関係警察署に引き継ぐものとする。ただし、次の各号に該当する犯罪に関する事件については、鉄道警察隊が処理することができる。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第162条、第163条、第235条及び第246条に規定する犯罪（同法第162条、第163条及び第246条に規定する犯罪にあつては鉄道運輸に係るものに、同法第235条に規定する犯罪にあつては列車内又は駅の構内において行われたものに限る。）

- (2) 鉄道営業法（明治33年法律第65号）に規定する犯罪

- (3) 前2号に掲げるもののほか、警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する犯罪

- 2 前項に規定する初動的な措置の基準は、別に定める。

(応援出動)

第11条 警察本部の課長及び警察署長（以下「所属長」という。）は、鉄道警察隊の応援を必要とするときは、地域課長を経て本部長に要請するものとする。

2 前項の規定により応援出動した隊員は、応援要請した所属長の指揮を受けて活動するものとする。

(緊急配備時の措置)

第12条 隊員は、島根県警察の緊急配備に関する訓令（平成22年島根県警察訓令第2号）に基づく緊急配備若しくは広域緊急配備の発令があったとき、又は犯人等の手配の通報を受けたときは、直ちに所要の活動を行わなければならない。

(連絡協調)

第13条 地域課長は、鉄道警察隊の運営に当たっては、関係所属長と緊密な連携を図り、その組織的機能を十分発揮するように努めなければならない。

2 関係所属長は、鉄道警察隊の運営について積極的に協力するものとする。

3 地域課長及び隊長は、関係県警察の鉄道警察隊、鉄道事業者等との連絡協調に努めるものとする。

4 規則第14条第2項に定める連絡主任者は、隊長をもって充てる。

(地域課長の職務)

第14条 地域課長は、鉄道運輸の実態、鉄道施設における事件、事故等の発生状況等に即して鉄道警察隊を計画的に運営するとともに、隊員の運用、指揮監督及び指導教養を適切に行うものとする。

(隊長の職務)

第15条 隊長は、地域課長の指揮を受けて、隊員の運用及び指揮監督を適切に行うとともに、隊員に対し鉄道警察隊の事務に必要な知識及び技能に習熟させるため、教養及び訓練を計画的に実施しなければならない。

(委任)

第16条 この訓令の実施のために必要な事項は、地域課長が定める。

附 則

この訓令は、平成5年9月1日から施行する。

附 則（平成7年4月5日島根県警察訓令第7号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成17年3月16日島根県警察訓令第7号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日島根県警察訓令第21号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月20日島根県警察訓令第7号）

この訓令は、平成18年3月29日から施行する。

附 則（平成19年12月28日島根県警察訓令第43号）

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日島根県警察訓令第17号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月1日島根県警察訓令第12号）

この訓令は、制定の日から施行する。

別表 〔略〕